令和８年10月１日より適用

訪問介護・第１号訪問事業重要事項説明書

１　事業者

法人の名所　　：　株式会社　エイトコンサルタント
法人の所在地　：　〒920-0277
　　石川県河北郡内灘町千鳥台２丁目143番地
代表者氏名　　：　代表取締役　八田直也
電話番号　　：　０７６－２３９－０８８７

２　事業所の概要

事業所の名所　　：　ケアセンター華
事業所の所在地　：　石川県河北郡内灘町千鳥台２丁目143番地
サービスの種類　：　訪問介護、介護予防訪問介護
指定事業所番号　：　１７７１４００２３９号
その他サービス　：　第１号訪問事業
指定事業所番号　：　１７７１４００２３９号

３　事業の目的と運営方針

(1)　事業の目的

株式会社　エイトコンサルタントが開設するケアセンター華訪問介護事業所(以下「事業所」という)が行う訪問介護、介護予防訪問介護及び第１号訪問事業(以下「訪問介護等」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という)が、要介護状態等にある高齢者等に対し、適正な訪問介護等を提供する事を目的とします。

(2)　運営の方針

1. 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護やその他の生活全般にわたる援助を行います。
2. 事業所の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

４　職員の職種、人数及び職務内容

職種	人数	資格	職務内容
管理者	1名	介護福祉士	事業所の従業員及び業務の管理総括
サービス 提供責任者	2名以上	介護福祉士	訪問介護計画等の作成・ホームヘルパーの連絡調整、 居宅介護支援事業所との連絡調整等、訪問介護等の提供
従業者	4名以上	介護福祉士 実務者研修修了者	訪問介護等の提供
事務員	1名以上		事務全般

５　通常の事業実施区域

金沢市・かほく市・内灘町・津幡町を区域とします。但し基準緩和型サービスの場合は金沢市とする。

６　営業日及び営業時間

営業日は月曜日から金曜日までとします。(但し土曜・日曜・祝日・12月30日から1月3日までを除く。)
営業時間は午前9時から午後6時までです。

７　サービスの内容

居宅サービス計画もしくは介護予防サービス計画(以下「ケアプラン」という)が作成されている場合には、それを踏まえた訪問介護計画等を作成した上で、計画的に提供します。また訪問介護等の実施ごとにサービス提供記録書に利用者の確認を受けます。

(1) 身体介護

食事の介助、排泄介助、清拭・入浴介助、更衣介助、身体整容、更衣介助、体位変換、移乗・移動介助、通院等介助、その他

(2) 生活援助

調理、洗濯、掃除(庭などの掃除を除く)、買物・薬等の受け取り、衣類の整理、衣類の補修、ベットメイクなど

※　利用者以外の方への家事援助は行いません。介護保険外のサービスとなります。

※　医療機関の支払や買い物等に伴う場合を除く金銭の取り扱いは、原則としては行いません。

(3) その他サービス

※　介護相談　等

※　緩和した基準によるサービスは生活援助のサービスのみとなります。

８　利用料金

(地域により異なる為別紙記載)

９　介護保険適用外

居宅への訪問にかかる交通費に関しては頂きませんが、買物時の交通費は１ｋｍにつき８０円を請求します。この時利用者が同乗する事はできません。

１０　キャンセルについて

利用者の都合によりサービスをキャンセルする場合には、前日や当日の朝までにご連絡ください。当日ヘルパーが訪問したが利用者が不在であった、又利用者の都合で仕事が中止になった場合、キャンセル料として１，０００円の実費負担を頂く場合があります。

１１　サービス利用に当たっての留意事項

(1) 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。
(2) 事業所では、原則として利用者宅の鍵のお預かりはいたしません。鍵の取り扱いについては、利用者又はその家族とご相談させていただきます。
(3) 従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

１２　緊急時の連絡方法

営業時間外は転送となり常時連絡が可能な体制となっています。

１３　相談、要望、苦情等の窓口

訪問介護等又は、当事者ならびにスタッフに関する相談・要望・苦情等は下記窓口までお申し出ください。

サービス相談窓口　：　八田　圭子
０７６－２３９－０８８７
受付時間　：　月～金曜日　午前10時　～　午後3時

☆　行政その他の苦情機関

内灘町　：　内灘町役場　福祉課
０７６－２８６－６７０３
内灘町包括支援センター
０７６－２８６－６７５０

金沢市　：　金沢市役所　福祉局　介護保険課
０７６－２２０－２２６４

かほく市　：　かほく市宇野気ニ81　長寿介護課
０７６－２８３－７１２２

津幡町　：　津幡町役場　福祉課
０７６－２８８－２４５８

１４　緊急時の対応方法

事業者は、サービス提供中に利用者の様態の変化などがあった場合、主治医・救急隊・親族・居宅支援事業者などへ連絡いたします。

連　絡　先　一　覧		
利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	

１５　事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

１６　守秘義務に関する対策

事業者及び従業者には、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。
また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

１７　損害賠償

事業者は、サービスの提供にあたって、利用者及びその家族の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。ただし、事業者自らの責めに帰すべき理由によらない場合にはこの限りではありません。

１８　情報の開示について

利用者のサービス記録に申し立てがあった場合は開示を致します。サービス提供責任者もしくは訪問事業責任者まで申し出てください。

１９　第三者評価について

提供するサービスの第三者評価の実施はおこなっていない。

２０　カスタマーハラスメントに関する当事業所の考え方

当事業所では、すべての利用者様に安心して介護サービスをご利用いただくとともに、職員が安全で働きやすい環境を確保することを大切にしています。

そのため、利用者様又はご家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超え、職員の就業環境を害するおそれのある行為については、カスタマーハラスメントに該当する場合があります。

具体的には、次のような行為が該当することがあります。

・大声での叱責や威圧的な言動
・人格を否定する発言や差別的な言動
・業務の範囲を超えた過度な要求
・長時間にわたる執拗な要望やクレーム

これらの行為が認められた場合には、複数名での対応や、サービス提供方法の見直しについて、ご相談させていただくことがあります。

なお、介護サービスに関する正当なご意見・ご要望・苦情につきましては、これまでどおり誠意をもって対応いたしますので、遠慮なくお申し出ください。

令和　　年　　月　　日

訪問介護等の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

説明者　　氏　名　　印

私は本書面により、事業者から訪問介護等についての重要事項の説明を受けました。

利用者　　氏　名　　印

ご家族　　氏　名　　印